

■都市計画決定権者

都市計画の種類		市決定	県決定		
			大臣同意 不要	大臣同意 必要	
都市計画区域				○	
準都市計画区域			○		
都市計画区域の 整備、開発及び 保全の方針	区域区分の有無及び方針並びに 国の利害に重大な関係がある 都市計画の決定の方針			○	
	その他		○		
区域区分				○	
地域 地区	都市再生特別地区 歴史的風土特別保存地区			○	
	流通業務地区 航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区		○		
	用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域 特例容積率適用地区、高層住居誘導地区 高度地区、高度利用地区、特定街区 居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区 特定用途誘導地区、防火地域・準防火地域 特定防災街区整備地区、景観地区 駐車場整備地区、特別緑地保全地区、緑化地域 生産緑地地区、伝統的建造物群保存地区	○			
	風致地区 特別緑地保 全地区	2以上の市町の区域にわたる10 ha以上のもの		○	
		その他	○		
	臨港地区	国際戦略港湾、国際拠点港湾			○
		重要港湾		○	
		その他	○		
	緑地保全地 域	2以上の市町の区域にわたるもの		○	
		その他	○		
	促 進 区 域	市街地再開発促進区域	○		
		土地区画整理促進区域	○		
		住宅街区整備促進区域	○		
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域		○			
遊休土地転換利用促進地区		○			
被災市街地復興推進地域		○			

都市計画の種類				市決定	県決定		
					大臣同意 不要	大臣同意 必要	
都市 施設	交通 施設	道路	一般国道			○	
			県道		○		
			その他の道路	○			
			自動車専用道路	高速自動車国道			○
	その他			○			
	交通 施設	都市高速鉄道				○	
		駐車場		○			
		自動車ターミナル		○			
		空港	第1種			○	
			第2種・第3種		○		
	その他		○				
	公共 空地	公園・ 緑地	国が設置する10ha 以上のもの				○
			県が設置する10ha 以上のもの			○	
			その他		○		
		広場・ 墓園	国または県が設置する10ha 以上のもの			○	
			その他		○		
		その他の公共空地		○			
	供給 施設	水道	水道用水供給事業			○	
			その他		○		
		電気・ガス供給施設		○			
		地域冷暖房施設		○			
	処理 施設	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町の区域		○	
				その他	○		
			流域下水道			○	
		その他		○			
		汚物処理場・ごみ焼却場・ごみ処理場		産業廃棄物処理施設		○	
			その他	○			
水路	河川	一級河川				○	
		二級河川			○		
		準用河川		○			
	運河			○			

都市計画の種類			市決定	県決定		
				大臣同意 不要	大臣同意 必要	
都市 施設	文化教育 施設	学校	大学・高等専門学校	○		
			その他	○		
			図書館・研究施設・博物館・美術館等	○		
		医療施設、社会福祉施設、市場、と畜場、火葬場 一団地の住宅施設、電気通信事業用施設 防風・防火・防水・防雪及び防砂施設、防潮施設		○		
		一団地の官公庁施設				○
		一団地の都市安全確保拠点施設		○		
		流通業務団地			○	
		一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○		
		一団地の復興再生拠点市街地形成施設		○		
市街地 開発 事業	土地区画整理事業	国の機関又は県が施行する 50ha 超			○	
		その他		○		
	市街地再開発事業 防災街区整備事業	国の機関又は県が施行する 3ha 超			○	
		その他		○		
	住宅街区整備事業	国の機関又は県が施行する 20ha 超			○	
		その他		○		
	新住宅市街地開発事業 工業団地造成事業 新都市基盤整備事業		○			
市街地開発事 業等予定区域	一団地の官公庁施設予定区域				○	
	新住宅市街地開発事業予定区域 工業団地造成業予定区域 新都市基盤整備事業予定区域 流通業務団地予定区域			○		
	面積20ha 以上の一団地の住宅施設 予定区域		○			
地 区 計 画 等	地区計画 防災街区整備地区計画 歴史的風致維持向上地区計画 沿道地区計画 集落地区計画		○			